

それって景観？

なぜ景観の法律をつくったの？

日本では戦後復興で兎も角間に合わせの建築やまちづくりが行われ、高度成長期にそれが引き継がれ、機能性、経済性が重視されて美しいかどうかは二の次、三の次として軽視されてきました。見直しするまでもなくこれらが実績として積み上がってしまった結果、乱雑さがそのまま固定化してしまいました。風致地区、美観地区などの都市計画法の規定や屋外広告物法などの法律はありましたが、景観への配慮は一般的に十分ではありませんでした。

高度成長を経て国民生活の窮乏が一段落すると、外国旅行の自由化もあって、欧米の都市に比べて我が国の住環境が見劣りする事への認識が高まりました。その反動もあって、僅かに残された伝統的な街並みへの関心が高まり、文化的な価値の見直し機運が高まりました。鎌倉市の古都保存運動が切っ掛けで、1966 年(昭和 41 年)に古都保存法(古都における歴史的風土に関する特別措置法)が制定されると、歴史的景観を守る運動が活発化しました。1960 年代は歴史的町並み保存活動が台頭した年代です。

1968 年に金沢市が「伝統環境保存条例」を制定したのを皮切りに、1975 年に文化財保護法により伝統的な街並み保存を支援する制度ができ、1976 年から重要伝統的建造物群保存地区の選定が行われるなど、古い街並み保存を中心に景観への関心が高まりました。1970 年代は歴史的町並み保存活動が定着した年代です。

1978 年(昭和 53 年)神戸市が都市景観条例を制定し、横浜市が前後して景観行政を活発化させるなど、1970 年代後半には保存だけでなく、まち全体の景観に意識が向かい始め、1980 年代には地方自治体で景観条例を制定する自治体が増えました。また、1980 年の地区計画、1983 年の HOPE 計画、1988 年のまちなみ環境整備事業など 1980 年代には景観まちづくりの試みも行われるようになりました。

1990 年代になると景観まちづくりの考えが普及し、地方自治体での景観条例が増加しました。このような地方発の動きに刺激されて、国土交通省も自らが発注する公共工事において景観に対する配慮をするようになってきました。

2000 年代になって、2003 年(平成 15 年)「美しい国づくり政策大綱」が策定され、2004 年(平成 16 年)に景観法が公布されました。従来の景観条例は法律的な位置づけが地方自治体の自主条例でありましたが、国の法律の体系に組み込む事によって強制力をもつ条例になりました。景観みどり三法として、みどりを含めてより広く景観を捉えた法整備が行われました。

ねいま区の景観行政は今どうなっているの？

景観法では、政令指定都市または中核市、それらに該当しない市町村区域では都道府県が景観行政を司ると法律に決められています。景観行政団体と呼ばれます。

景観はその性質上、地域に密着したものでとてもローカルなものですから、できるだけ暮らしに身近な市区町村レベルに移管して行く仕組みも景観法の中に組み込まれています。

現在、政令指定都市である東京都が景観法に基づいて練馬区についても景観行政を司っています。練馬区では、東京都から練馬区に景観行政団体の移管をしてもらうための手続きを現在進めています。それにより地域に即した景観施策がきめ細かくできるようになります。その手始めとして、景観計画を策定して東京都と協議をして承認を受けなければなりません。今年度、景観計画策定検討委員会が設置されて練馬区景観計画を年度末までにまとめようとしています。その後、練馬区景観条例をつかって、景観計画を実現するための制度や仕組みをつくりまします。

どうしたらねいまの景観は良くなるの？

景観条例ができると新たな開発や建築行為の際、建物などのかたちやいろどりへの配慮を促すことができます。しかし、個々の建物や敷地などの「点」への配慮だけでは、すぐにまちが大きく変わることは少なく、規制だけでできる範囲は限定的です。

そこで、道路とか地域とかで、一巡り見渡せる範囲の地域の方々がまとまってその場所の景観を良くすることが大切です。ですから、普段地元でまちづくり活動をされている皆様の活動がとても大切なのです。

生活景観という言葉があります。景観はその地に暮らす人々の日頃の生活がそのまま映し出されてくるという考え方です。人々の暮らし方が美しくなればまちも自ずと美しくなり、文化の香りが高い生活からは文化の香りのする景観ができてくるという考え方です。

日頃のまちづくり活動のごく一部にでもこのような意識が芽生えたと、必ず景観が良くなる方向に働くはずです。無意識の活動の中にあるものに、ちょっと景観と言う意識を加えてみませんか？それが本日の円卓会議の趣旨です。

(文責:東京建築士会・練馬地域会／奥村 隆史)